

令和7年度 第2回 南砺市国民健康保険運営協議会・会議録

1. 日 時 令和8年2月26日(木) 午後3時00分

2. 場 所 南砺市地域包括ケアセンター 2階
多目的研修室

3. 出席者 被保険者を代表する委員

荒木 修治	南砺市シニアクラブ連合会
山下 みき	診療所所在地域被保険者

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

川口 泉	南砺市医師会
齋藤 繁徳	南砺市歯科医師会
西能 真己乃	全砺波薬剤師会

公益を代表する委員

川原 忠史	南砺市議会議員
中段 晴伸	南砺市議会議員
山田 清志	南砺市議会議員
齋藤 幸江	南砺市議会議員

当局 副市長	齊藤 宗人
地域包括医療ケア部部長	松田 哲也
総務部 税務課長	吉岡 亘
地域包括医療ケア部	
次長 健康課長	金兵 留美
健康課主幹	長岡 千夏
健康課副主幹	小幡 抄由里
健康課副主幹	宮内 聡子
健康課主事	高田 聖大
健康課主事	小森 紀歌

4. 欠席者

鶴見 祐一	南砺市商工会
株田 美枝子	南砺市さわやかネットワーク
松 智彦	南砺市医師会

5. 次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 副市長あいさつ

4. 会議録署名人の選任について

5. 議事

- (1) 令和7年度 南砺市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- (2) 令和8年度 南砺市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- (3) 南砺市国民健康保険税条例の改正について
- (4) 特定健康診査の状況について
- (5) 第3期保健事業実施計画の経過報告について
- (6) その他

6. 閉会

7. 審議の経過および内容

事務局 お疲れ様です。ご案内しておりました時間となりました。
ただ今から、令和7年度第2回南砺市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。
私は、本日の進行をいたします地域包括医療ケア部健康課金兵でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、事務局から連絡事項です。資料は事前に送付させていただきました。お持ちでない方は事務局までお願いします。

次に、協議会傍聴者につきましてホームページで募集いたしましたところ1名のご希望がありました。また、本日の会議録は、南砺市ホームページにおいて公開させていただきます。予めご了承ください。

本日の委員各位の出席状況でございますが、都合により欠席の連絡を受けている方が3名おられます。松委員、鶴見委員、株田委員でございます。

本日の出席委員数は、定数12名中9名でございます。南砺市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、委員定数の半数以上の出席がございますので本協議会は、成立いたしましたことをご報告いたします。

それでは、初めに川原会長より、開会のご挨拶をお願いいたします。
これ以降の進行は川原会長をお願いいたします。

会 長 お疲れ様です。委員の方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。2月中旬からたくさん降った雪もめっきり解けてしまって、田んぼの中も見えるようになってきた頃でございます。農業をしている私としましては、もう少し白い雪があった方が、体が落ちていて良いように思いますが、いよいよ春が近づいてきた気がしています。
この間まで、ミラノ・コルティナオリンピックが開催され、日本選手団については、これまでで最高の数となる24個のメダルを獲得されたということで、拝見していた私も少し寝不足の日々が続いておりました。大会が終わりましたのでゆっくり休もうかと思っておりましたが、この後は3月に入るとパ

ラリンピックの方も始まってくるということで、また眠れぬ夜が来るのかなと思っております。

また、2月28日、3月1日には、オリンピックの競技にもあったスキーモーグルのワールドカップが平スキ場で開催されるということで、駐車場の関係でバスでしか行けないということではありますが、オリンピックで盛り上がった中での開催ということで、私もぜひ見に行きたいと感じております。天気も、雨が混じるような感じではありますが曇りか晴れになるように見ており、楽しみにしております。

さて、第2回の運営協議会は、令和7年度の決算見込みと令和8年度の予算についての運営審議をするということでお話を伺います。また、一部税条例の改正もあるということで、短い時間の中ではありますが、中身の濃い協議会になればありがたいと思っております。

それでは続きまして、齊藤副市長より、あいさつを頂きます。

副市長

南砺市副市長の齊藤でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折にもかかわらず南砺市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より、南砺市国保事業の運営に、ご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日ご説明します南砺市国保会計の令和7年度決算見込みですが、歳入では国民健康保険税が減少する見込みである一方で、歳出では、国民健康保険事業費納付金が増加する見込みであり、財政調整基金からの繰り入れが必要な状況となっております。

また、令和8年度の当初予算案は、総額46億5,380万円と見込んでおります。医療の高度化や被保険者数の減少といった構造的な課題に加え、令和12年度に向けた納付金ベースの統一による影響を受けて納付金が増額されることを考慮し、多額の財政調整基金からの繰り入れを見込む予算案としております。

このような状況でございますので、国民健康保険税率の見直しを視野に入れながら、今後も多くの方に特定健診を受診いただき、保健事業実施計画の重点項目である、生活習慣病予防事業、糖尿病重症化予防事業に取り組むことにより、医療費の適正化と健全な国保財政の運営に努めてまいります。

また、令和8年4月1日から徴収が開始される子ども・子育て支援金については、加入している医療保険ごとに徴収開始されるもので国民健康保険の加入者に限った話ではございませんが、制度の内容についてあまり周知されていない部分もあるように思います。7月からの徴収開始に向けて、4月号や5月号の広報及びホームページでお知らせして周知を図っていきたいと考えているところです。

結びになりますが、委員の皆様には、本日の議事につきまして忌憚のないご意見をいただくことをお願いしまして、私からの挨拶といたします。本日は、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございました。齊藤副市長は公務の都合により、ここで退席されるということです。

それでは、次第に従いまして、次第４の会議録署名人の選任についてになりますが、被保険者を代表する委員の中から山下みき委員、公益を代表する委員の中から中段晴伸委員をお願いいたしたいと思います。
よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。今回の議事は、皆様からの承認を受けるものではなく、国保の各種事業の報告を受けたりご意見を伺ったりするものとなります。議題１「令和７年度 南砺市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」及び議題２「令和８年度 南砺市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 会議資料１頁から９頁を説明。

前回の運営協議会で質問いただきました、給与費について回答いたします。
歳出の総務費の中に給与費が計上されており、この金額が妥当であるのかどうか、これが国保財政を圧迫したりしないのかという質問をいただきました。この給与費というものは、後ほど全額一般会計から繰り入れされるということになっているものですので、これが国保財政を圧迫することは無いということになります。

給与費は、国保会計を運営する上で必要な事務をしている正規職員の手当等をすべて含んだ金額となっており、令和７年度、令和８年度ともに８人分を見込んでおります。８人の内訳としましては、国保担当者５人、税務担当者２人、保健事業を担う健康増進係１人となっております。

この金額が妥当であるかというところで、同様に給与費を計上している氷見市や高岡市に状況をお聞きしたところ、大きな相違は無いように感じております。

また、欠席している委員の方より、事前に質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

質問の内容は、先日保険適用が承認された筋ジストロフィーの治療薬についてになります。こちらの治療薬の価格が約３億円となっており、もしこの３億円が掛かる治療を必要とするケースが南砺市の国保に発生した場合、南砺市の国保財政は破綻してしまうのかというご質問です。

確認しましたところ、まず、この治療薬を適用できるのは小さい子どもで

あるということですので、負担割合は南砺市国保が 8 割になります。3 億円の 8 割というと大きな金額になり、やはり国保財政を圧迫するのではないかと思われるかも知れませんが、南砺市が負担する 8 割分は、後から普通交付金という形で全額南砺市に交付されます。

そのため、この案件が発生することによって、すぐに財政破綻するということはありません。ただし、一時的に南砺市国保がこの 8 割を立て替える形で負担いたしますので、この期間はおよそ 2 億超を負担した状態でやり繰りしていく必要がございます。普通交付金の南砺市への交付を待てないような状況が発生した場合は、補正予算を計上したり県と相談したりするというような対応をしていくことにはなりますが、ご心配いただいているような財政破綻ということにはならないものと考えております。

会 長 ありがとうございます。
 只今の議題 1 及び議題 2 について、質疑をお受けいたします。
 質疑がありましたら、ご発言をお願いします。

議題 1 及び議題 2 について、ご意見がないようですので次の議題に進みます。

議題 3「南砺市国民健康保険税条例等の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 会議資料 10 頁を説明。

事務局 子ども・子育て支援金分につきまして補足させていただきます。
 先日国会が始まりまして、国会予算自体の話もありますが、地方税法施行令の改正案がまだ成立する見込みが立っておりません。そのため、この条例が本当にこのスケジュール通りに施行できるかどうかは不明なところです。
 子ども・子育て支援金分につきましては、令和 8 年度から徴収を開始することが決まっておりますが、地方税法施行令の改正による部分との一体的な法改正でございますので、3 月末に専決処分によって、一部条例の改正を行いたいと考えているところです。

会 長 ありがとうございます。只今の議題 3 について、質疑をお受けいたします。質疑がある方は、ご発言をお願いします。

子ども・子育て支援金について、インターネットで調べたところ、国保は 1 人あたり 1 か月 300 円程度といった検索結果が出ましたが、南砺市国保も同様と思えば良いでしょうか。

事務局 県が納付金算定のために計算した額を 18 歳以上の国保被保険者数で割り返しますと、1 人あたり平均で年間約 4,000 円という額になります。それを月割りすると約 330 円になりますので、概ねそれくらいになる見込みとなり

ます。

事務局 今回の国保税条例の改正は、義務的な国の制度に則った改正です。5 頁のとおり平成 28 年度から続く流れではありますが、先ほどもご説明しましたとおり、令和 9 年度か 10 年度には、平成 28 年度に実施したような大きな国保税率の改正を行わなければならないような状況です。

今回の国保税条例の改正はあくまでも国の制度に則った義務的な改正でありまして、皆様に一番大きな影響を与えるのは、自主的に改正を行う令和 9 年度から 10 年度に実施する予定の国保税条例の改正になるものと考えております。

会 長 議題 3 について、他に何か質問はございませんか。
無いようですので、次の議題に進ませていただきます。

議題 4「特定健康診査の状況について」及び議題 5「第 3 期保健事業実施計画の経過報告について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 会議資料 11 頁から 13 頁を説明。

事務局 会議資料 14 頁を説明。

14 頁 4 番目の「死亡の状況」と 5 番目の「医療費」という項目について、事前に委員の方よりご質問をいただきましたので回答いたします。

まず、「死亡の状況」というところで、心臓病、脳疾患、糖尿病、腎不全の 4 つが掲載されているが、この 4 つの割合を足しても死因の 50%にも満たない。また、「医療費」で脳梗塞・脳出血、狭心症・心筋梗塞、慢性腎不全（透析有り無し）が掲載されているが、これらを足しても 10%にも満たない。「死亡の状況」の残りの 50%と、「医療費」の残りの 90%の分析はどうなっているのか、そして、対応を取る必要はないのかというご質問になります。

この保健事業実施計画につきましては、健康寿命の延伸というところを最終目標として計画しているものになりますが、中長期目標を達成するために、分析対応する対象として脳血管疾患、心臓疾患、腎臓疾患を挙げて取り組んでいるところです。

しかし、今回計画で対象としている疾患による死因は、ご指摘のとおり 50%もございませんし、医療費に関しても 10%未満であるという状況は見逃せない事実でもあります。

残りの部分につきましては死因、医療費ともにがんが 1 位となっておりまして、がんについては疾病予防対策事業として、健康増進係の方で、検診を積極的に進めているところです。全国的に見ましても、死因と医療費のどちらに関してもがんが 1 位となっており、南砺市だけの特徴的な傾向ということではなく、全国的な傾向となっています。

がんについては、がん検診以外に特別な対策を講じているという訳ではございませんが、このがんにつきましても、生活習慣病の改善によりまして予防に繋がる部分もあるということです。引き続きこの計画に基づきまして、保健事業を推進して対応していきたいと思っております。

以上が計画の経過報告になります。なお、令和8年がこの計画の中間評価の年になります。来年度、中間評価をした上で、また皆様により詳細な報告ができるのではないかと考えておりますので、今後とも委員の皆様にはご協力の方をよろしくお願いしたいと思っております。

会 長 それでは、只今の議題4及び議題5について、質疑をお受けいたします。質疑がありましたら、ご発言をお願いします。

議題4及び議題5について、ほかにご意見がないようです。事務局からはその他に何かありますか。

事務局 事務局からは、特にございません。

会 長 それでは、会の全体を通して、何か質疑はございませんか。

委 員 令和8年4月1日からの子ども・子育て支援金の話で、実際は7月からの徴収ということで、先ほど4,000円ぐらいと言われましたが、資料の4頁から5頁を見ていると、この計算の仕方がよく分かりません。

所得割が0.3%とか、あるいは均等割が1,300円とかありますが、例えば200万円くらいの年収で比較的低所得の方でも、0.3%であればそれで6,000円ほどの保険税になるのではありませんか。そして、足していくと8,000円から1万円近くになっていきます。これでどこから4,000円という数字で出てくるのでしょうか。

事務局 今回初めて子ども・子育て支援金の納付金というものが県の方から示されておりまして、先ほどの4,000円というのはその徴収予定額から計算した額となります。

県に納める納付金を単純に18歳以上の国保被保険者数で割り返した場合に4,000円という金額が出てまいりまして、あくまで先ほどもお伝えしたとおり、18歳以上の国保被保険者全体における平均の額ということです。やはり所得の高い方であれば、この4,000円を超えてくる形になります。

また、税額の軽減などもありますので、子ども・子育て支援金については実施してみないことには分からない部分があるというのが現実です。ただ、県の方では軽減額なども考慮した標準保険料率(税率)算出しておられると聞いています。

市独自で算出することも考えましたが、今後、国民健康保険料率(税率)を県下で統一していくという流れの中で、新たな項目に独自の税率を設定するのは好ましくないのではないかとということで、今回は県の納付金算定額の

もととなる標準保険料率を用いて、令和８年度から徴収させていただきたい
と思っているところです。

会 長 分かりました。所得割というのは、必要経費を引いた収入に掛かるもの
ということでしょうか。

事務局 収入から控除額等を差し引いた額が所得となり、所得に 0.3%の所得割が
掛かります。収入が 200 万円であれば、控除額等を差し引いて所得は百数十
万ほどになり、そこに 0.3%が掛かってきます。

会 長 委員の皆様から他に何かありますか。
無いようですので、本日の議事について全て終了とします。スムーズな運
営、ありがとうございました。貴重なご意見をいただきありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。

事務局 川原会長には、議事の進行についてご協力いただき、ありがとうございました。
皆様も大変お忙しい中ご参加いただきまして本当にありがとうございます。
まだ未確定のところもあり、ご協議いただくところまでいかないところ
もあったかも知れませんが、また今後とも新しい情報を皆様に発信してい
きたいと思います。

以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回南砺市国民健康保険運営協議会を終
了させていただきます。